

令和2年5月1日

各位

全国社会保険労務士会連合会
試験センター

第52回（令和2年度）社会保険労務士試験受験申込に必要な「卒業証明書・成績証明書・専修学校修了者受験資格証明書」等について、新型コロナウイルス感染症の影響で学校等から発行されず、申込期間内に提出できない場合について

標記の件につきまして、社会保険労務士試験の受験申込に必要な書類である、学歴等を証明する「卒業証明書・成績証明書・専修学校修了者受験資格証明書」等（以下、「卒業証明書等」という）については、各学校等で発行いただき、受験申込書に添付したうえで申し込む必要があります。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、学校等によっては、卒業証明書等の発行を休止している場合がございます。

つきましては、社会保険労務士試験の申込期間内に卒業証明書等の発行が難しい場合には、申込期間（5月31日消印有効）内に別紙1を印刷し、必要事項を記入して、卒業証明書等に代えて受験申込書に添付し、申し込まれた方については、卒業証明書等の提出締切を6月12日（消印有効）まで延長して対応いたします。

なお、実務経験や試験合格を証明する書類の提出締切については、5月31日（消印有効）までに提出してください。

また、受験申込書に記載する受験資格コードについては、後日提出いただく予定の卒業証明書等に対応する受験資格コードを記入してください。

おって、学校等から卒業証明書等が発行された場合には、速やかに別紙2とともに、試験センターあてに卒業証明書等をご提出ください。

その他、別紙1にも記載のとおり、下記の点についてはご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 留意事項

- (1) 学校等で卒業証明書等が発行できるようになった場合、別紙2を同封のうえ、速やかに試験センターに同証明書等を提出してください。
- (2) 卒業証明書等を後日提出した結果、受験資格を満たさない場合には、その時点で受験ができなくなります。また、6月12日（消印有効）までに同証明書等を提出しない場合にも、その時点で受験ができなくなります。
- (3) 受験申込後、氏名、住所地（現住所）、電話番号等に変更が生じた場合には、受験案内に基づき、速やかに手続きを行ってください。
- (4) 一旦納付された受験手数料は、理由の如何を問わず返金されません。

2. 送付方法

卒業証明書等を別紙2に同封し、6月12日（消印有効）までに簡易書留郵便

で試験センターへ送付してください。

3. 送付先

〒103-8347

東京都中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館 5 階

全国社会保険労務士会連合会 試験センター 卒業証明書等担当者 行

後送理由書

第 52 回（令和 2 年度）社会保険労務士試験受験申込に必要な「卒業証明書・成績証明書・専修学校修了者受験資格証明書」等については、新型コロナウイルス感染症の影響で、学校等での発行ができなくなっていることから、本書面を同証明書等に代えて受験申込します。

氏名： _____

注：以下の留意事項を確認し、承諾したうえでご署名ください。

(留意事項)

1. 学校等で卒業証明書等が発行できるようになった場合、別紙 2 を同封のうえ、速やかに試験センターに同証明書等を提出すること。
2. 卒業証明書等を後日提出した結果、受験資格を満たさない場合には、その時点で受験ができなくなる。また、6 月 12 日（消印有効）までに同証明書等を提出しない場合にも、その時点で受験ができなくなる。
3. 受験申込後、氏名、住所地（現住所）、電話番号等に変更が生じた場合には、受験案内に基づき、速やかに手続きを行うこと。
4. 一旦納付された受験手数料は、理由の如何を問わず返金されないこと。

年 月 日

学歴を証する書類の提出について

第52回（令和2年度）社会保険労務士試験受験申込に必要な「卒業証明書・成績証明書・専修学校修了者受験資格証明書」等については、新型コロナウイルス感染症の影響で、学校等での発行ができなくなったことから、受験申込時に提出できませんでしたが、発行されましたので提出いたします。

氏 名： _____

生 年 月 日： _____年 _____月 _____日

住 所： _____

申込書番号： _____

※申込書番号が不明な場合は、空欄のまま提出してください

<提出先>

〒103-8347

東京都中央区日本橋本石町 3-2-12

社会保険労務士会館 5階

全国社会保険労務士会連合会

試験センター 卒業証明書等担当者 行